

特定相談支援 株式会社シーン【ケア・シーンプランニングセンター】運営規程

(事業所の目的)

第1条 株式会社シーンが開設する株式会社シーン【ケア・シーンプランニングセンター】(以下「事業所」という。)が行う特定相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「従業者」という。)が、障害者に対し、適正な特定相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

- 2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定特定相談支援は、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケア・シーンプランニングセンター
- 2 所在地 東京都大田区南蒲田3-1-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 相談支援専門員 1名(常勤1名 管理者と兼務)
相談支援専門員は、障害者等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし夏期休暇(8月13日から8月16日まで)及び年末年始(12月29日から1月3日まで)、及び祝日を除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし土曜日は午後5時までとする。

(指定特定相談支援の内容及び利用料等)

第6条 提供内容は次のとおりとする。

- 1 基本相談支援
障害者等からの基本的な相談。
- 2 計画相談支援
 - ・サービス利用支援(サービス等利用計画の作成等)
 - ・継続サービス利用支援(モニタリング等)
- 2 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提出した際は、法第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

- 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 1 事業所から、片道おおむね5キロメートル未満 300円
 - 2 事業所から、片道おおむね5キロメートル以上 500円
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（事業の主たる対象者）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める

- 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- 難病等対象者（18歳未満の者を除く）

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、大田区の区域とする。

（虐待の防止の為の措置）

第9条 事業所は、利用者の人格を尊厳する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区へ報告する。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 2 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社シーンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。